

# 総務文教常任委員会

平成19年 6月 8日

午前9時30分 開会

於大口町役場第1委員会室

## 1. 協議事項

1. 議案第40号 大口町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の特例に関する条例の制定について
2. 議案第41号 大口町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の特例に関する条例の制定について
3. 議案第42号 大口町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
4. 議案第43号 大口町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
5. 議案第44号 大口町税条例の一部改正について
6. 議案第45号 大口町都市計画税条例の一部改正について
7. 議案第47号 平成19年度大口町一般会計補正予算（第1号）（所管分）

## 2. 出席委員は次のとおりである。（8名）

委員 長	吉田正輝	副委員 長	柘植 満
委員	田中一成	委員	岡孝夫
委員	鈴木喜博	委員	倉知敏美
委員	酒井久和	委員	宇野昌康

## 3. 欠席委員は次のとおりである。（なし）

## 4. 委員会条例第17条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	酒井 鏝	副町 長	社本一裕
			政策調整室長
教 育 長	井上辰廣	兼総務部長	森 進

政策調整室参事

兼政策調整課長 大 森 滋

教育部長 鈴 木 宗 幸

行政課長 馬 場 輝 彦

情報課長 小 島 幹 久

生活課長 近 藤 孝 文

学校教育課主幹

兼派遣主導主事 田 中 将 弘

行政課主幹 熊 崎 哲 也

行政課長補佐 丹 羽 武 弘

税務課長補佐 櫻 井 敬 章

税務課長補佐 前 田 悦 巳

生涯学習課長

補 佐 社 本 寛

会 計 室

会計管理者 前 田 守 文

教育部参事 野 田 敏 秋

企画財政課長 近 藤 勝 重

税務課長 松 浦 文 雄

学校教育課長 江 口 利 光

生涯学習課長 三 輪 恒 久

政策調整課長

補 佐 平 岡 寿 弘

企画財政課長

補 佐 天 野 浩

税務課長補佐 高 木 利 夫

学校教育課長

補 佐 渡 邊 俊 次

5. 職務のため出席した者の職氏名

議会議務局長 近 藤 登

議会議務局次長 佐 藤 幹 広

(午前 9時30分 開会)

○委員長(吉田正輝君) それでは、皆さんおはようございます。

きょうは早朝より総務文教常任委員会をお願いいたしましたところ、委員の皆さん方には定刻に御参集くださりましてありがとうございます。また、行政側からは町長初め所管の方々の御出席をいただきまして、ありがとうございました。

きょうは、一昨日、本会議におきまして、当委員会に付託を受けました7議案を審査していただきますが、いずれも重要な案件でございます。慎重に御審査いただきますようお願いいたします。あいさつにかえさせていただきます。

町長。

○町長(酒井 鉄君) 改めまして、皆さんおはようございます。

本日は早朝より総務文教常任委員会をお開きいただき、まことにありがとうございます。吉田委員長さんを初め皆様方には定刻に御参集を賜りましたこと、改めて厚く御礼を申し上げます。

本日は、ただいま御案内がありましたように、6日に付託を受けられました7議案について御審査をいただきます。大変重要な案件でありますので、よろしく願いをいたします。

そして、委員会終了後に協議会をお開きいただき、2案件ほど御報告をさせていただきたい、このように思っております。よろしく重ねてお願いを申し上げ、開会のごあいさつといたします。

○委員長(吉田正輝君) それでは、会議に入らせていただきます。

本会議におきまして提案説明がありましたので、直ちに質疑に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(吉田正輝君) はい、異議なしと認めます。

それでは、議案第40号 大口町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の特例に関する条例の制定についてを議題といたします。

質疑ありませんか。

(挙手する者あり)

○委員長(吉田正輝君) はい、田中委員。

○委員(田中一成君) 本会議でもるる所見を伺いましたけれども、町長はマニフェストで選挙をやられて、そこでみずからの給与の30%カットをうたっているわけでありまして、それは理由のいかんにかかわらず公約を実行するというので、住民の皆さんの納得も御理解も得られるものと思います。しかし、副町長については、選挙戦のマニフェスト等とは全く無関係の問題であります。

町長は、地方分権の時代に来たんだと。一つは、安倍総理も減額をしている、これは住民の皆さん、国民の皆さんにさまざまな痛みを伴う時代にもなっている。そういう中で、既得権益に甘んじるとい

うことではなくということで、みずから範を示したいんだというふうにおっしゃっておられます。それはそれとして、町長の姿勢は評価できるというふうに思うんですが、問題は副町長の問題であります。

本会議でも明らかになったように、部長職よりも給与が下がるというようなことでは、これは一般職の皆さんに対して給与の抑制を暗に押しつけることにはならないかという気が私はしてならないのであります。そういう意味では、一般職に対する影響を及ぼしてはならないというふうに思うんですが、しかし今、大口町の一般職の皆さんの給与状況をお聞きいたしますと、この近隣の中では最も低くなっているというふうに私、受けとめているところであります。

そうした状況の中で、今、雇用状況も若干の回復を見てくる中で、優秀な人材を確保するためにはそれなりの労働条件や処遇、こういうものがしっかりしていなければしっかりとした人材は確保できない、そういう分野も多々出てきている昨今であります。そういう意味で、大口町でも優秀な人材を今後ともきちんと確保していくためには、それなりに給与体系についても魅力のある体制をつくっていかねばならないというふうに思うわけでありましてけれども、そうした中で、副町長さんよりも給料が高くては、何となく居心地が悪いような状況がつくられてしまう。ひいては、一般職の皆さんの給与の抑制にも私はつながってくるという懸念を持たざるを得ません。

そういう意味で、副町長さんの給料については、少なくとも部長職よりも少ないというような状況は回避すべきだというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○委員長（吉田正輝君） 行政課長。

○行政課長（馬場輝彦君） 議案第40号につきまして、田中委員から御質問をいただきました。

副町長の減額が、私が本会議でお答えしたとおり、今現実に見える部長の給料と諸手当、扶養とかそういう手当を含んだ額よりも下がると。それが、ひいては一般職の抑制につながるのではないかとということで御質問をいただいたというふうに理解をしました。

本会議中、部長あたりもお答えをしたと思いますけれども、一般職に影響があるということはないというふうに考えておりますので、御理解が賜りたいと思います。

（挙手する者あり）

○委員長（吉田正輝君） はい、田中委員。

○委員（田中一成君） 課長がないと言いましたけれども、これは暗にそういう抑制の機運が漂うことは否めない事実であります。ある課長さんに言いましたけれども、「副町長にならんでよかったなあ」と。「いいえ、私などなる可能性はありませんからいいですよ」「わからんぞ」というような話もしましたけれども、副町長になったら給料が下がると。今の副町長の任期も4年ないわけです。次、交代する可能性もあるわけですがけれども、次の副町長が例えば交代をすると。次の副町長の選任をする際に、前任者の副町長が30%カットで来たのに、また町長もそれをよしとしているのに、自分は

30%カットなしで本来の報酬をもらって副町長を務めていいのかどうなのかということで、当然戸惑われるというふうに思うんですね。当該職員の任期中ということですが、これは期限は平成23年4月26日までとうたっていますので、そういう意味では、私は優秀な人材を登用していく、あるいは確保していくという意味では、極めてこれは問題があるし、弊害になっていくだろうというふうに思います。町長、いかがでしょうか。

○委員長（吉田正輝君） 町長。

○町長（酒井 鏡君） 一般質問で田中さんが御質問されるようでありますけれども、市民に対しては増税という税制の切りかえが今行われておるところでありますし、その反面、景気の抑制、あるいは浮揚策をどうしていくかということが問題になっておる。一般的に、今すべてがそうでありますけれども、世の中を切りかえていく時期に入っておる。今、職員の給与を抑制することになるのではないかという話でありますけれども、現実にもう国の方は地域手当をカットしろとか、今近隣の市においては10%あるものを3%にしていくんだと。あるいは9%のものをゼロにしていくんだというようなものが出ておりますし、それに準じないところにはそれなりのペナルティーをかけていくよということでもありますけれども、そうして国がすべてのものを切りかえていこうとしている。これはすぐではありませんけれども、しかし20年、21年にはこれを実施していかなきゃいかんというような状況にあるかというふうに思っています。

そういったものに対して、我々は先駆的にそれをどういうふうに示していくかということは、いずれか受け入れていかなきゃいかん大勢であるというふうに思っておりますので、そうしたものに対しての心構えは持っておってほしいと、こういうふうに思いますし、そういう面では私どもがそれなりの決意のほどを見せていかなければ、この時代は乗り切っていけないんだろうなあと。

大口町は財政が豊かだからということで、逆にメタボリックな状況になっていく、そういうことは避けていかなきゃいかんだろうなあと、こういうふうに思っておりますので、十分に職員に対しても、そうしたことに対しての心構えは持ってほしいと思っております。決して行政みずから、今大口町でこれをとり行っていこうということではないんですが、国全体がそういうことで今流れていますので、その覚悟は一人ひとりの職員に対しても喚起していかなきゃいかんというふうに思っています。

（挙手する者あり）

○委員長（吉田正輝君） はい、田中委員。

○委員（田中一成君） 私の言っていることが半分ぐらい当たっているような答弁だったと思うんですが、国もそういう手当等を是正している。そういう中で、職員についてもそういう心構えを持っていただく必要があると。そういう意味で、みずから副町長も含めて範を示すんだという意味でしょうけれども、ということは、やはり将来、町の職員も給与的にもそういうことについての時期が来るんだという自覚を持ってもらわなきゃいかんという意味も含めて、この副町長についての30%カットも意

味があるんだという意味ですか。

○委員長（吉田正輝君） 町長。

○町長（酒井 鎧君） このことに関しましては、副町長の方から決意を示していただきましたので、町長に準じていくんだということで熱っぽく話していただきましたので、了解をして足並みをそろえていこうということで決意をしたわけでありますので、決して決意なくこれを上程したわけではありませんので、それ相応の覚悟を持ってやっておりますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

（挙手する者あり）

○委員長（吉田正輝君） はい、田中委員。

○委員（田中一成君） つまり厳しい、大口町自体は財政は豊かではあるけれども、国全体の流れ、そういう中で職員の調整手当等について将来カット等も余儀なくされる状況が来るだろうと。そういう意味も含めて、職員の皆さんにも自覚を持ってもらうために、一つ範を示すんだということでありますと、これはやっぱり私が指摘しているように、給与については一定抑制の方向があるよと。そういう状況の中でも頑張らなさいよと。私たち幹部もこういうふうにもみずからの給与をカットして頑張るんだからと、そういう意味がどうしても伴うんじゃないですかね。私は、大口町の給与体系が、一時期は近隣の中で最下位だったのが少しよくなってきたなあという時代があったわけですけども、最近はまだかなり抑え込まれて差が出てきているというふうにも聞いているわけですけども、そういう中で大口町にこれからも新規採用で優秀な人材を確保していかなければならないと思うんです。そういう中で、給与が最低ランクで、果たしてそういう優秀な人材が大口町に喜んで応募してくれるのかということも含めて、極めてそういう面では今回のやり方は心配であります。

もちろん、私は今までも町長の退職金問題については指摘をしまいいりました。4年ごとに退職をされて1,700万から1,800万の退職金というのは町長の中でも高く、これは住民感情に、今厳しい状況の中で合わないんじゃないかと。これらについては何とか是正ができないのかと。これは周辺の自治体でもいろいろと論議になっているようでありまして、その手法としては、退職前3ヵ月程度の報酬を引き下げると、それが反映されて退職金も引き下げることができるんだというようなことが今研究されたり、議会で論議されたりしている状況もありますので、私はその辺のところは、町長はみずから30%カットするということは退職金にもはね返ってまいりますので、町長の姿勢としてはそれはそれでいいだろうと。今後は、まだまだ町長の公用車の問題とか、いろんなところで公用車を廃止してしまっているというような自治体もありますので、いろんな努力を重ねられるのは結構だというふうに思うんですけども、今の御答弁では理解できません。

それで、これは予算審議の中で細かい数字的なことは聞いてまいりますので、私の質問はこれで終わります。

○委員長（吉田正輝君） ちょっとここで私、初めに言い忘れたことがありますので、お伝えします。

今年度、この常任委員会から、会議録もインターネットで公開されることになりましたので、発言される場合には十分留意の上、御発言をしていただきたいと、そのように思いますので、よろしくお願いたします。

ほかにありませんか。

（挙手する者あり）

○委員長（吉田正輝君） はい、宇野委員。

○委員（宇野昌康君） 私も、今の田中委員とは少し角度が違った、この40号議案について質問しておきたい。

議長という職でございますけれども、きょうは総務文教常任委員会の委員として発言をするようにと、こんな指摘もいただいておりますので、当然そのとおりでございますので、私の思うまを質問してみたいと思っております。

私は、町長がマニフェストで30%のカットと聞きまして、大変なことを言われたなあというのが実感でございました。そうしたことを公式な場でやられますと、当選されますとそうすべきとなってくるのは当然でございます。

私が言いたいのは、5月の半ば過ぎでしたか、総務部長が議長室へ見えまして、そして町長の30%カットについて6月議会を出したいけど、副町長の方から少し意見が出てきておると。そんなことで手間取りますので、9月議会に延びるかもわからんが、どうでしょうという相談がありました。私は、こういうことは施策の一つではございません。町長の個人的な御発言の中で来たわけでございますので、それはしっかりと話し合いしながら、しっかりとやらないかんよと。9月議会でもやむを得んでしょうという話で打ち切ったわけでございます。

そんな中で、副町長のそうした30%を自分も協力していきたいという話がまだそこでは私にはわかりませんでしたし、まして教育長までがそうした対応の中に入ってきたにもかかわらず、何の話もなく、急遽この6月議会に提案をされました。これは私としては、本当にどういうことだろうなと思いましたが。それだけのものを急に上げてくるならば、もう一度私に、話がこういう状態で調ったから上程したいと、初めに一遍はそういう口を切ってみえますので、こういう話が聞きたかった。私は、当然この話を聞きますと、それはちょっとおかしいでしょうと多分言ったに違いありませんけれども、私は6月議会で町長のお覚悟の30%カットですので、これは本当に立派なことだということで、これだけを上げてこられるべきではなかったでしょうか。そして、次の9月議会ぐらいに副町長さん、また教育長さんが、これだけの月日が流れたけれども、こういうことで町長の決断に対して私たちもどうだという、そうした相談をいただきながら、それならば30%を並べるということは無理だから、若干の段差をつけながら協力していただけたらどうだろうと、そんな気持ちでおったところでございます。

すが、こうした事態になって非常に残念だと思っております。

その後は、先ほど田中委員が質問されましたことも中へ入ってきますけれども、将来的な職員等の給料関係、いろんなことも必ずこれにかかわり合ってくるだろうと、こんなことを懸念しておるところでございます。これにつきまして、総務部長から御答弁を願いたいと思います。

○委員長（吉田正輝君） 総務部長。

○政策調整室長兼総務部長（森 進君） 今議長さんからお話のあったとおりであります。5月の、議運がたしか28日でしたので、それ以前のお話になります。議長さんのところに町長のマニフェストの扱いについて、現状を御報告しに、私どもとしては当初から6月議会でできれば対応がしたいという形で考えておったわけですが、そのあたりが少し、いろんな要因を含んできたものですから、ちょっと6月議会の提案が難しいかなというようなことも思いまして、議長さんのところにお邪魔しまして、6月にやるのが私どもとしての当初の考え方だったんですけれども、その調整の手間取り等によっては9月議会に提案させていただくことになるかもわかりませんというようなお話をさせていただきました。その折には、今議長さんからもお話がありました副町長からの申し出の話もさせていただきました。その折に、議長からは、こういうことがずうっと下の方に影響しないようにというような御助言もいただきました。

そういう中で進んできまして、5月28日に議運があったわけですが、正直、この間際まで調整に手間取ったというのが実態であります。これ以上のものは何もございません。ですから、そういう御相談を申し上げに行って、その後、何のお話もせずに議運の場に突然提案させていただくというようなことで御報告を申し上げたことについては、もし時間的な余裕があれば当然そういうことも頭の中にはあったんでしょうけれども、正直、私の頭の中にはそこまでの時間的なゆとりというんですか、そういうものがなかったものですから、今御指摘がありました、こういう町としての方針が出た段階での議長さんへの御報告、あるいは御相談というのはしてはございません。

（挙手する者あり）

○委員長（吉田正輝君） 宇野委員。

○委員（宇野昌康君） 全くそのとおりだと思っておりますし、私は当初、町長が30%のカットをされる、それだけの決断をされた、それは立派なことだと。だけど、そういうことでなしに、まだその前に、そういうこと以外にやるべきことがあませんかという話も部長には一言言った覚えがありますが、そんなに具体的なことは私も言うておりませんし、また言いませんけれども、私はやっぱり今回、町長の30%カットだけの議案提案をしていただきたかった。そして、どうしても御両名のそうした本当の心からのお覚悟を立てられてということならば、9月議会までの間にいろんな話をしながら、それで決めていった方が、これは町長にとられても、町民が聞かれてもその方がよかったのではないかと。それは多分、一般の町民から言いますと、みんな安くなれば結構なことじゃないかという人も多分大

勢あろうかと思えます。そうではなしに、いやそれはちょっとおかしいじゃないかという声も多分大勢出てくるような気がします。

私は、そんな考え方の中で、今本当に議長の役職の中で、心中穏やかなものがないわけでございますし、実際に残念なことだと、こんな心境でおります。どうかそうした対応の中で、当然田中委員に答弁されました国の施策、いろいろなものを私たちもわからんでもございませぬ。けれども、こうしたことで示すことによって、職員のみannaにも必ずそのようなことを思っておくようにと、自覚しておくようにということと、今副町長の30%カットをするということとは、私はちょっと離れた考え方でやっていただけたらと思っておりますが、いかがでしょうか。

○委員長（吉田正輝君） 総務部長。

○政策調整室長兼総務部長（森 進君） 今の質問の前、先ほど1回目の宇野委員さんからの御質問にお答えする中で、調整に議運の間際まで手間取ったというお話をさせていただきました。その内容でございますが、実は当初、町長のマニフェストによる30%の給与カットを進めるに当たりまして副町長より申し出がありましたのは、減額の幅について金額的に町長と同額でぜひお願いがしたいという申し出が実はございまして、そのあたりが今お話をしました調整に非常に手間取って、間際まで来たということでございますので、補足といたしますか、追加で説明をさせていただきます。

（挙手する者あり）

○委員長（吉田正輝君） 宇野委員。

○委員（宇野昌康君） 何度質問しましても、対応はこんな状態でございますし、けさ町長の雑感を読ませていただいても、そのようなことが十分執行部の方へも伝わっているようでございます。質問はこれでやめます。ありがとうございました。

○委員長（吉田正輝君） ほかにありませんか。

（挙手する者あり）

○委員長（吉田正輝君） 酒井委員。

○委員（酒井久和君） 議案第40号について、会議規則第68条の規定に基づき修正の動議をしたいと思います。いかがでしょうか。

○委員長（吉田正輝君） ただいま酒井委員より修正の動議が提出されました。動議として取り上げることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（吉田正輝君） 異議なしと認めます。

ここで暫時休憩をいたします。

（午前 9時58分）

○委員長（吉田正輝君） それでは休憩を閉じ、会議を再開いたします。

（午前10時15分）

○委員長（吉田正輝君） ただいま配付いたしました、配付漏れはありませんか。

（発言する者なし）

○委員長（吉田正輝君） ないようですので、酒井委員、提案説明をお願いします。

○委員（酒井久和君） 過日、6月6日でございますけれども、本会議においても積極的な意見交換がなされて、皆さん方既に経緯についてはよく御案内のとおりでございますが、町長が4月に町長選においてマニフェストを発表されております。この件につきましては、皆さん方既にこれもよく承知のことと思いますが、ちょっと私なりに発表させていただきますと、キャッチフレーズとして「風を正しくとらえ、発想と英断、信念で必ず実現」ということのもとに、一つ、子供の未来をつくる、子育て環境や義務教育の充実。二つ、住民の未来をつくる、潤いのある暮らしづくり。三つ、産業の未来をつくる、企業運営や起業家の支援。四つ、行政の未来をつくる、小さな町だからこそできること。こういう大きな四つの分野に分かれておりますけれども、ここの中で、今四つ目の行政の未来をつくるのうちに、「町長の給与30%カットをいたします」、こういうことに基づいてこの議案が上程されているものというふうに思うわけでございます。

当然、これにつきましては町長御自身のことでございますので、私は副町長、教育長に波及させるべきものではないと思うわけでございます。

また、同率の削減をした場合、上下関係からいっても秩序がうまくいなくなるという気がするわけでございます。こういうことによつて、この提案をさせていただきたいと思うわけでございます。したがって、朗読によつて配付させていただきました議案修正案につきまして説明をさせていただきます。

先ほども申し上げましたとおり、この修正につきましては、大口町議会会議規則第68条の規定により提出をいたしております。

議案第40号 大口町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の特例に関する条例の制定についてに対する修正案。

議案第40号 大口町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の特例に関する条例の一部を次のように修正する。

第1条中「及び副町長」を削る。

第2条を次のように改める。

（給料月額の特例）第2条 この条例の施行の日において現に町長の職にある者の給与月額は、給与条例別表第1の規定にかかわらず、64万3,300円とする。

以上でございます。

○委員長（吉田正輝君） ただいまの案に質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○委員長（吉田正輝君） 質疑なしと認めます。

それでは、議案第40号 大口町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の特例に関する条例の制定について、採決に入ります。

修正案が提出されましたので、先に修正案について採決を行います。

酒井委員から提出された修正案に賛成の方は挙手を願います。

（賛成者挙手）

○委員長（吉田正輝君） 全員賛成ですので、修正案は可決すべきものと決定いたします。

次に、ただいま修正議決されました部分を除く議案第40号の原案について、採決を行います。

修正部分を除く議案第40号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

（賛成者挙手）

○委員長（吉田正輝君） 全員賛成ですので、修正部分を除く議案第40号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続いて、議案第41号 大口町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の特例に関する条例の制定についてを議題といたします。

ありませんか。

（挙手する者あり）

○委員長（吉田正輝君） 倉知委員。

○委員（倉知敏美君） 私、最初この議案を見ましたときに、まず非常に不自然なものを感じたんですね。町長さんや教育長さん、あるいは先ほどの議案の副町長さん、そういう当事者の方にはなかなかわかりにくいかもわかりませんが、第三者的といいますか、客観的に眺めると、どうもあまり自然でないなあ、どこかみんなの心の流れに逆らうような、どうも妙に腹に流れんような感じがいたしました。

と申しますのは、みずから手を挙げられまして立候補されて、晴れて当選されました町長さん個人の問題であって、その選挙に対して大変世話になった、おかげで当選した。これからはいろいろ世話になる、そう言って上げるのが、もちろんこんなことはできることではありませんが、上げるのが普通の人の考え方といいますか、そちらの方がどちらかというと筋が通っておるんじゃないか、そんなふうに私は考えるわけでございます。

現実に、日ごろの教育長さんの言動なんかを見ておりますと、特にそんなふうに考えますし、私の目から見ますと、本当に一生懸命やっついていらっしゃるなあ。どちらかというと陰ながら本当に敬意

を表したい、そんなふうに私自身は思っておるわけでございますが、やっぱりそういった現状ですと、これから先のことなどを棚に上げちゃって、いわゆる建前、あるいは義理、そういった言葉だけがひとり歩きしているような方策は、やっぱりこれはおかしいんじゃないかなあと、そういうふうを考える行政が本当に大事じゃないかと私自身は考えますが、皆さんいかがでしょうか。一般職を代表して、総務部長さん、いかがでしょうか。

○委員長（吉田正輝君） 総務部長。

○政策調整室長兼総務部長（森 進君） 今、倉知委員さんから御質問のあったことについて、いまいち頭の中で理解ができないんですけれども、もう少し私にわかるようなお話をしていただければ、私なりにお答えをさせていただきます。

○委員長（吉田正輝君） 倉知委員。

○委員（倉知敏美君） 普通の人々の考え方、やっぱり選挙でいろいろお世話になった、当然論功行賞的な考えがごく普通の考えだと私は思うわけですね。ですが、どちらかという日本人はそういうことが好きかもしれませんが、追い腹的価値観といいますか、いわゆる忠臣蔵みたいな、そういった感情といいますか、そういったことがどちらかという優先しているんじゃないかなあと思うわけなんです。教育長さん、本会議で「義を見てせざるは勇なきなり」、その一語に尽きるとおっしゃったんですが、それはそれで私も実によくわかるんですね、同じ日本人として。ところがそれだけで、はいわかりました、そういうふうにしましようというふうに、いわゆる言葉の上だけでひとり歩きしているような行政というのは、やっぱりおかしいんじゃないかと私は思います。わかりますか。

○委員長（吉田正輝君） 総務部長。

○政策調整室長兼総務部長（森 進君） では、私の意見ということでお聞きをさせていただきたいんですけれども、今非常に大変な状況、大変な時期に入ってきておるだろう、あるいは入っていくだろうということを想定しています。ただし、先ほど来お話があるように、大口町は富める、豊かだ、豊かだということがどこかしこで、それをまるで打ち消すような形でお話があるわけなんですけれども、そういう中で酒井町政の3期が始まったというふうに思っています。その酒井町政が進めてみえる大口町のあり方、大口町の向かう先、そういうものに副町長であり教育長である両人が賛同され、同じ思いでそのことに当たるということだというふうに自分には理解をしております。

（挙手する者あり）

○委員長（吉田正輝君） 倉知委員。

○委員（倉知敏美君） 当然、先ほどの議案の副町長、この議案の教育長さん、十分その辺のところは沈思黙考して、あらゆる角度から考慮されたとはもちろん思っております。ですが、だからといって、はいわかりましたと、私に言わせればそんなような感じがする、報酬審議会も何も通さず、別に町長さんはマニフェスト、個人の問題ですからある程度納得もいきますが、この議案の教育長さんに

関しましては、あらゆる角度から教育長さん自身の問題じゃなくて、行政の問題として皆さん方とい  
いますか、町長さん、総務部長さん、副町長さん、その辺の方々も、やっぱり周りの自治体のことと  
か、あるいは何百人ということはないですけど、部下のこととか、あるいはいろんな後任の人事のこ  
とですとか、あらゆる角度から考えて御提案いただくのが自然じゃないでしょうか。

正直言って、おとついの本会議にも出ておりましたが、6月に慌てて出す必要もない。もう少しい  
ろんな条件、いろんな角度、教育長さん自身だけじゃなくて、周りの方もその辺のところも考えられ  
て、私はしかるべきだと。そちらの方が、やっぱり行政に対する思いといいますか、何か抽象的でま  
ことに申しわけないんですけど、そういう気がいたしますけど、いかがなもんですか。

○委員長（吉田正輝君） 総務部長。

○政策調整室長兼総務部長（森 進君） 今、倉知委員さんからお話が出ました今回の条例の内容、  
さらにはこの提案をさせていただき時期、これにつきましてですけれども、本会議でもお話をさせて  
いただきましたけれども、考えに考え抜き、御本人の意向も十分に踏まえて熟慮の上提案をさせてい  
ただいております。

今、こういう形で議案だけが形になって表に出ておるものですから、そのあたりの裏の、先ほど議  
長さんのお話と同じように、要するに下準備というんですか、そんな部分の話というのは表へ出ない  
ものですからあれですけれども、何も今の話で教育長先生、さらには副町長の要望をすんなり右から  
左へ受けまして、それで議案として法文例に基づきまして文章をつくり、提案をさせていただいて  
いるというものではないんです。くどいようですけれども、時期につきましても、この内容につきまし  
ても十分に調整、議論をしたものであります。

（挙手する者あり）

○委員長（吉田正輝君） 倉知委員。

○委員（倉知敏美君） 十分に審議された。報酬審議会も通さずに、本当に十分審議されたかなあとい  
うことで、もう一つその辺は納得できんところもありますが、あまり抽象的なことを言っておつても  
しょうがないですから、具体的に例えばの話ですが、後任の方の人事を決める場合といたします。そ  
ういう後任の方を決めるようなときに、後任の候補になられた方に、やっぱり何かこういう価値観が  
精神的に強要されるんじゃないか。どちらかという、優秀な方ほどこういうことをとかく考えやす  
いものですね。そういった意味からでも、本当にこういう価値観を、もちろん直接強要するわけでは  
ありませんけれども、御本人がそういうことをお考えになる。そうすると、当然責任をとるとい  
うとおかしいですけども、そういう価値観で納得の上で就任しなきゃいかん。そういったときに、かな  
り優秀な人材の確保に弊害が出てくるんじゃないか。具体的に言うと、そういうふうには私は思うん  
ですが、そういったことなどいかがなものでしょうか。

○委員長（吉田正輝君） 総務部長。

○政策調整室長兼総務部長（森 進君） 私が答えていいのか、ちょっと迷うところですけども、今御心配の向き、後任の方のことを考えたときにと、後任の方がどう考えられるかという話ですけども、あくまでもこの条例というのは現任者の任期に限っての特例条例であります。ですから、現任者の任期が満了した段階では、一応リセットをされるということになるわけですね。それを後任者がどのように受けとめられ、またそういう要請に対して町長にどのように御返事をされるのか、それは十分に協議・検討、お話し合いがされて、そういう形の体制ができてくるのではないかというふうに思っております。

私が当事者ではありませんので、私が云々という話ではできませんけれども、十分それを理解し、自分の意見がきちっと言える方が後任者として、あるいは町長自身が議会の方に承認を求められる形で提案をされるのではないかと思っております。

○委員長（吉田正輝君） ほかに。

（「委員長」と呼ぶ者あり）

○委員長（吉田正輝君） はい、田中委員。

○委員（田中一成君） 教育長は、私は特別の意味があると思うんです。本会議でもちょっと申し上げましたけれども、教育というのは中立でなければならないわけですね、政治的にも、それから権力。行政が関与してはならない学問の自由や教育の自由というものが保障されなければならない。そういう意味で、戦後間もなくは、教育委員というのは公選制でありました。住民が直接教育委員を選ぶという時代がありました。最近、その流れがどんどん、私に言わせれば改悪をされて、事実上町長や市長が任命をしていくという流れになってきたのは非常に残念なことでありますけれども、かといって、我々議会も行政側も、教育委員会や教育行政にその内容的なもので深くかかわることは厳に戒めるべきだというのは、最高裁の判決等も出ているわけです。

そういう中で、教育長は全く、私はそういう意味では自由な環境の中に置いて、教育行政に邁進していただく必要があるというふうに思いますし、それが正しいやり方だというふうに思うんですが、町長に右に倣えで、教育長も何でもやるんだというふうに今回のことは見えてならないんです。これでは、自由で豊かな教育の発展が阻害されると。特定の者の考え方で教育が左右されていく危険があるというふうにも感じざるを得ないわけです。そういう意味では、教育長からの申し出があったかどうかということについても、私は甚だ疑問を持っておりますけれども、今回のことについては白紙に戻すべきだと。そして、教育長さんには自由に、闊達に、大口町の教育行政の推進を図っていただく、またそのための環境もでき得る限りきちんと整えてあげる必要があるのであって、町長に倣って30%給与カットというようなことは、そういう意味ではぜひやめるべきだというふうに思いますが、いかがですか。

○委員長（吉田正輝君） 教育長。

○教育長（井上辰廣君） 本会議でも申し上げましたように、これは私自身の考え方で申し上げたこと  
でございます、それがややかたいんじゃないとか、教条的じゃないとか、そんな印象を持たれ  
ているのかなあということを、今御議論を聞きながら思うわけでございます。

もとより後任のことについて云々というようなことも十分に考えたつもりでございますし、これは  
平成20年9月末までの私の任期だけの問題でありまして、総務部長さんに申し上げたのはそういうこ  
とであります。ほかの方に影響を与えない、私の一存ですと、こういうことは本会議でも申し上げた  
ことでございますので、後にどうのこうのというようなことは、それは後の方がお考えになることで  
ございますので、私の申し上げるところではございません。

ただ、このことを私が考えた影響については、十分考えてきたつもりでございますので、お願いを  
したいというふうに思います。

それから、今田中委員さんからお話で、教育の自由ということでございますが、私はそういうふ  
うに自分も歩いてきたつもりでございます。教育の内容について、これは私どもが責任を持ってやっ  
ていくことであると。このことは、今もそうでありまして、これからもそのとおりにやっ  
ていこうと、  
こういうふうに思っているところでございますので、この問題によってそのことがどうのこうのとい  
うことはないというふうにお考えがいただきたいと思っております。どうぞよろしく  
お願いいたします。以上です。

（「委員長」と呼ぶ者あり）

○委員長（吉田正輝君） はい、田中委員。

○委員（田中一成君） 執行部の方にお聞きしますけれども、私がおつき合いさせていただいた教育長  
、江口一男先生、江口正矩先生、佐々先生、いずれも県内の教育界に厳然としたお力を持ったすばら  
しい教育長さんでありました。教育談義などもいろいろとさせていただいた中で、本当に尊敬に値す  
る、大口町のこの風土に合ったよさ、そういうものを生かしながら、ほかにはない教育の豊かさ  
があるんだということを私も感じてまいりました。ただ、いわゆる表面的に見える学力、そ  
うい  
うものの向上が求められているという宿題があるんだということはよくお聞きをしてまいり  
ましたけれども、しかし、いわゆる通知表など、あるいはほかの自治体や全国的なレベ  
ルから見ての、いわゆる表面的な学力だけではない、本当に人間としてどれだけ成長  
しているのか、目に見えない学力、そういうものの豊かさというものをこの大口町  
の中では本当に培ってきているなあというふうに私は評価をしてきたところであり  
ます。

そういう意味で、教育長は後任に影響は全くないというふうにおっしゃられましたけれども、私は  
あると思うんです。今の教育長の先生にも長くやっていただきたいわけですが、後任を  
お願い  
するというようなときに、全く支障がないと思いませんか。私はあると思うんです。

○委員長（吉田正輝君） 総務部長。

○政策調整室長兼総務部長（森 進君） 同じような質問を先ほど倉知委員さんからいただいたというふうに思っておりますし、田中委員さんが言われる、全くないのかあるのか。当然、今の時点でそういうことも含めて、あるいは前任者の動向、さらには今の執行部が進めている方向、そういうものをトータル的に考えてそういう人事というのはされるのではないかというふうに思っております。

○委員長（吉田正輝君） ほかにありませんか。

（挙手する者あり）

○委員長（吉田正輝君） はい、柘植委員。

○副委員長（柘植 満君） 先ほどから大体同じような御答弁が返ってきておりますので、お答えは求めませんが、ずうっとお聞きしております、やはり私も行政と教育は別に考えた方がいいのではないかと思っております。

教育長さんの、みずからそういう申し出をされたというお気持ちはわかりますけれども、そういうところに教育長さんが連なるというか、そういうことではないんじゃないかというふうに感じます。やはりこれは別問題としてとらえていった方がいいのではないかというふうに私も思っておりますので、同じ答弁が返ってきますからそれは要りませんが、そういう意見を申し上げておきます。以上です。

○委員長（吉田正輝君） ほかにありませんか。

（発言する者なし）

○委員長（吉田正輝君） ないようですので、質疑を終了いたします。

採決に入ります。議案第41号 大口市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の特例に関する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

○委員長（吉田正輝君） 賛成者なしと認めます。よって、議案第41号は否決すべきものと決定いたしました。

ここで11時まで休憩といたします。

（午前10時45分）

---

○委員長（吉田正輝君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

（午前11時00分）

---

○委員長（吉田正輝君） 議案第42号 大口市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

質疑ありませんか。

(挙手する者あり)

○委員長(吉田正輝君) 田中委員。

○委員(田中一成君) それぞれ新しい項目も加わっているわけですがけれども、なるべく短時間で開票作業が終われば、開票立会人の皆さんに対しても喜ばしいことだというふうに思いますし、開票結果を待っている選挙民にとっても、もっと早くならないのかという声があるわけです。

地方選挙が終わった直後のテレビ報道などを見ていますと、若い職員の中でプロジェクトチームをつくって、長引いている開票作業を1時間ないし1時間半にできないかということで検討して、それが実行できたと、若干予定より遅かったけれども、2時間もかからずに全部開票作業を終えたという報道などもあります。そうしないと、大口町は小さな町であって、大きな市よりも開票作業が遅いというようなことは、甚だ住民サイドから見てもおかしいんじゃないかというふうに言われている面もありますので、ぜひ改善をしていただきたいと思いますけれども、どうですか。

○委員長(吉田正輝君) 行政課長。

○行政課長(馬場輝彦君) 議案第42号に関連して、開票のお話をいただきました。

うちの方、今新聞紙上で言われている、田中委員さんがおっしゃるような1時間云々という話までは及んでおりませんが、前回の統一選よりは早い時間で終了をしたということで、少しは努力をしながら進んでいるというふうに考えております。

大きい市よりも遅いと言われるのは、どこと比べてというのはよくわかりませんが、近隣よりは早いというふうに思っておりますので、ただ少しだけ早くてもいいと思いますので、さらに早くなるように努力はしたいというふうに考えております。

(挙手する者あり)

○委員長(吉田正輝君) 田中委員。

○委員(田中一成君) 1時間とか1時間半でできている自治体もあるわけですから、よく参考にして勉強して、迅速にやっていただくのにもっと積極的に対応していただきたいと思います。要望だけしておきます。

○委員長(吉田正輝君) ほかにありませんか。

(発言する者なし)

○委員長(吉田正輝君) ないようですので、議案第42号に賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

○委員長(吉田正輝君) 全員賛成ですので、議案第42号 大口町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正については、可決すべきものと決しました。

続いて、議案第43号 大口町消防団員等公務災害補償条例の一部改正についてを議題といたします。ありませんか。

(発言する者なし)

○委員長（吉田正輝君） 質問もないようですので、議案第43号に賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

○委員長（吉田正輝君） 全員賛成ですので、議案第43号 大口町消防団員等公務災害補償条例の一部改正については、可決すべきものと決しました。

続いて、議案第44号 大口町税条例の一部改正についてを議題といたします。

（挙手する者あり）

○委員長（吉田正輝君） 田中委員。

○委員（田中一成君） 株式譲渡益の特例を1年延長するという事で、住民税だけとってみますと、町民税は1.8%、県民税が1.2%、合計3%で結構ですよ。我々、一般の者は10%の一律化がされているわけです。株というのは、まだまだ日本では株の譲渡益を得て、そして大きな利益を得ながらこれで生活をするというような方はごく少数でありまして、いわゆる大金持ちや資産家にだけ優遇税制を1年延長するのは極めて不公平だというふうに私は思っているところであります。

政府におかれては、株を中心とした市場経済をもっともっと活性化させたいという意図があるんでしょうけれども、こうした特例を一部の人たちにだけ適用するという事については、不公平の感を否めませんが、いかがお受けとめでしょうか。

○委員長（吉田正輝君） 税務課長。

○税務課長（松浦文雄君） ただいま田中委員より御質問を受けました上場株式の譲渡益の関係で、不公平感が感じられるという御意見でございました。

今回のものは期間の1年の延長ということで、株所有者に対する優遇措置が講ぜられたと考えております。質疑の中でも答弁させていただきましたけれども、件数が105から110件という件数で、まだまだ、景気の回復の関係上、経済状況の活性化ということでこういう措置が講ぜられたと考えられます。以上です。

○委員長（吉田正輝君） ほかにありませんか。

（挙手する者あり）

○委員長（吉田正輝君） はい、倉知委員。

○委員（倉知敏美君） 12ページの一部改正要旨の固定資産税というところで、ちょっとだけお尋ねしたいと思います。いろいろ本会議でも御説明ございましたが、いま一つよくわかっておりませんので、大変稚拙な質問かと思いますが、一個だけ御質問させていただきます。

バリアフリーに改修すると100平米までの単位で固定資産税が3分の1に減額される、そういうお話ですね、これは。といいますと、こんなことあるはずがないと私は思うんですが、例えば200平米のお宅で、1年目に70平米バリアフリーに改造する。そうすると3分の1減額されるわけですか。

○委員長（吉田正輝君） 税務課長。

○税務課長（松浦文雄君） 第10条の2第6項のバリアフリー改修の御質問だと思います。

議場の中でも答弁させていただいておりますけど、金額等は説明させていただいております。この軽減の措置においては、期間がございます。工事終了後3ヵ月以内に提出していただくというもので、軽減できるのは翌年の1回限りとなっておりますので、それ以降はないということです。よろしかったですか。

（挙手する者あり）

○委員長（吉田正輝君） はい、倉知委員。

○委員（倉知敏美君） それはそうでしょうね。それでないと、3回に分けてやるとただになるということになりますから、そんなばかな話はないかと。大変失礼しました。ありがとうございました。

○委員長（吉田正輝君） ほかにありませんか。

（発言する者なし）

○委員長（吉田正輝君） 質問もないようですので、議案第44号に賛成の方の挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

○委員長（吉田正輝君） 賛成多数で、議案第44号 大口町税条例の一部改正については、可決すべきものと決しました。

続いて、議案第45号 大口町都市計画税条例の一部改正についての質疑に入ります。

（挙手する者あり）

○委員長（吉田正輝君） 田中委員。

○委員（田中一成君） 本会議でも御説明がありましたけれども、理解ができませんでしたので、簡潔明瞭に、どういうことが改正内容なのか、もう一度説明をお願いします。

○委員長（吉田正輝君） 税務課長。

○税務課長（松浦文雄君） 大口町都市計画税条例の一部改正の1条関係でございますけど、この内容については、固定資産税の課税標準等の特例を都市計画税に準用している規定で、法律で言いますと法の349条の32項、項目としては高圧ガス保安協会が保有する固定資産税の課税標準の特例が削除されたことに伴い、項ずれが生じた関係上、訂正をさせていただいております。高圧ガスの削除が大きな要因になっております。

それと、第2条関係ですけど、この件は第2条2項で納税義務者等となっております。内容は、法の349条の3第38項、ちょっと朗読します。

独立行政法人郵便貯金及び簡易生命保険管理機構が所有する固定資産税の課税標準の特例が19年10月1日から新たに施行されるためということで、19年10月1日に郵政公社から独立行政法人と株式会社への名称変更によって、独立行政法人が一つ、日本郵政株式会社、郵便事業株式会社、郵便局株式会社、株式会社郵貯銀行、株式会社簡保生命保険と、この六つに変わる予定をされております。固定

資産税の関係で変わってくるものとして、郵便局の固定資産に対する固定資産税の課税標準となるべき価格の2分の1の減額が特例として入ってきます。以上です。

(挙手する者あり)

○委員長(吉田正輝君) 田中委員。

○委員(田中一成君) 第2条関係は、郵便局が独立行政法人になることによって、これに課税をしなければならぬけれども、2分の1は当面減額をするという特例を設けますよと、そういう意味ですか。

○委員長(吉田正輝君) 税務課長。

○税務課長(松浦文雄君) そのとおりです。

○委員長(吉田正輝君) ほかに質問ありませんか。

(発言する者なし)

○委員長(吉田正輝君) ないようですので、議案第45号 大口町都市計画税条例の一部改正については、賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(吉田正輝君) 全員賛成ですので、議案第45号 大口町都市計画税条例の一部改正については、可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第47号 平成19年度大口町一般会計補正予算(第1号)(所管分)を議題といたします。

総務部長。

○政策調整室長兼総務部長(森 進君) ちょっと関係資料の配付をさせていただきたいんですが。

○委員長(吉田正輝君) それでは暫時休憩をいたします。

(午前11時15分)

---

○委員長(吉田正輝君) 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

(午前11時16分)

---

○委員長(吉田正輝君) 議案第47号所管分を歳入歳出一括して質疑に入りますので、よろしくお願います。

(挙手する者あり)

○委員長(吉田正輝君) はい、柘植委員。

○副委員長(柘植 満君) 19ページの放課後子ども教室推進事業の委託料でございますが、今回、子

供の居場所づくりということで、文部科学省と厚生労働省が一緒になってこういう事業が始められたということでございます。大口町では、生き生き土曜学級として先取りをした形で今行われておりますけれども、先回御説明の中で、生き生き土曜学級、それから子どもと文化の森とか、いろんなグループが入ってございましたけれども、これを細かく、どういう内容で計画されているのか、お尋ねをしたいと思います。

○委員長（吉田正輝君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（三輪恒久君） ただいまの質問の中で、どういう計画だということであります。

事業の実施主体はNPO法人のウィル、さらにはNPOの子どもと文化の森という法人が対象になってまいります。それで、NPOのウィルの関係については多種目、サッカーだとかいろいろ種目がありますけど、その人件費ですね。それを指導する人の人件費。それから生き生き土曜学級の人件費。それから、もう一つはこの放課後のコーディネート、要は計画立案をしてくれるコーディネーターの人件費ということで、すべて人件費になっております。

それからもう一件のNPOの子どもと文化の森については、私どもがこれから公民館分館活動をより一層盛んにしていくために、ここが子育て支援というようなことを既に余野の学共の方で実施しております。そういった英知をかりまして、これから各公民館分館、つまり学共でありますけれど、そういうところにも子育て支援等、さらには放課後等の子供たちを楽しく遊ばせて、地域の人と一体に、要は人づくりをしていくということで参加をしていただくための人件費ということであります。

内容については、それぞれこれから計画を上げてまいりますけれども、基本的には子供たちはそこで折り紙をしたり、いろいろ放課後の事業と申しますか、時間を過ごす内容を盛り込んでいきたいというように思っております。以上です。

（挙手する者あり）

○委員長（吉田正輝君） はい、柘植委員。

○副委員長（柘植 満君） そうしますと、学共等が中心になってくるということで、教室ではそういった活動はどうなりますか。

○委員長（吉田正輝君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（三輪恒久君） 学共が中心というのは、ウィルの場合は多種目等、それから生き生き土曜学級の場合は教室を利用して土曜日に実施しております。

さらには、放課後となりますと、学校の分野から外れた、私どもは児童・生徒すべてを対象に考えておりますので、地域の中での放課後の子供の居場所を探すという考え方でありますので、生き生き土曜学級は教室を使い、多種目についてはグラウンドを使い、さらに放課後については学共等を使っていくという考え方であります。

○委員長（吉田正輝君） ほかにありませんか。

(挙手する者あり)

○委員長(吉田正輝君) はい、田中委員。

○委員(田中一成君) 本会議で、委員会での資料の提出と説明を求めた学校長の給与等の問題と、それから30%カットをやった場合の影響額、それから大口中学校の敷地を購入するための予算に関連しての質疑応答がありましたけれども、細か過ぎてよくわかりませんので、資料提出の上、わかるように説明していただきたいと要望を申し上げておきました点について、まず御説明いただきたいと思います。

○委員長(吉田正輝君) 学校教育課長。

○学校教育課長(江口利光君) 本会議のときに御質問のありました校長の給与の件でございますが、5校の先生方の給与につきまして確認をさせていただきましたが、一番高い方の給与額を御回答させていただきます。給料月額といたしましては51万 3,500円、管理職手当といたしましては8万 6,900円、合計いたしますと60万 400円。この校長先生が一番高いということになっております。以上です。

○委員長(吉田正輝君) 行政課長。

○行政課長(馬場輝彦君) 資料の方には、議案第40号と41号ということで作成がしてありますけれども、予算絡みということで御理解がいただきたいというふうに思います。

田中委員から要請があったのは、町長と副町長、それから教育長、30%減をした場合の本来との差額を示してほしいということで作成をしました。表の方が細かくなっております。

まず一番冒頭は、町長に係る部分の数値であります。年度が書いてあります。平成19年7月1日から平成20年3月31日と、年度ごとにわかるように作成をしました。

まず給料ですけれども、40号、41号の絡みがありますので、7月1日から施行するという前提でつくってあります。給料、現行ですと7月から来年の3月まで、町長の場合 1,102万 8,000円ということですが、30%減額した場合は、改正後ということで 854万 7,000円、差額が 248万 1,000円ということになります。右へ見ていただいて、期末手当、12月ということであります。6月については6月1日基準日で支払いますので、同額だということであります。12月については 100%のままですと 233万 1,952円、30%減をしますと 163万 2,373円、差額が69万 9,589円ということで見てくださいと思います。

それで、その下の段ですけれども、平成20年4月1日から21年3月、20年度ということですね。続いて21年度、22年度、最終23年度、これは任期であります4月26日までの分ということで、端数がついて計算がしてございます。その下、合計であります。これが7月1日から23年の4月26日までの差額で給料、それから期末手当6月分、期末手当の12月分、それぞれ合計でなっております。また、共済組合の負担金、退職手当組合の負担金、それぞれ町の方で負担をしている負担額であります。これも同じく7月から3月、20年度、21年度、22年度、23年度の4月一部ということで計算がしてご

ございます。その合計が下だということで、共済組合が33万 4,833円、退職組合が 456万 5,592円ということで、オールトータルが 2,226万 167円ということになります。

1枚はねていただきます。ページ数は2ページということで作成しておりますが、これが副町長の分です。始まりが同じく19年の7月1日から20年の3月31日。それから続いて任期が来ます平成20年の12月21日までの分ということで、町長と同じように給料、期末手当ということで作成がしてあります。なお、副町長については通勤手当が出ておりますので、ただし差額はないということでお願いをします。その下が合計であります。同じく共済組合、退職手当組合の2ヵ年度分の合計が来ております。総トータルが△で 667万 3,827円ということになります。

もう1枚はねていただきます。3ページになります。これが教育長に係る部分であります。

7月1日から始まって3月31日まで。それから任期であります20年の9月30日まで給料と手当ということで計算がしてございます。教育長にあっても、通勤手当が支給されております。その下の段が、共済組合、退職手当組合の合計、総トータルが△で 495万 3,337円というのが、今回御依頼をいただいた部分の数字であります。よろしくお願いをいたします。

(「委員長」と呼ぶ者あり)

○委員長(吉田正輝君) はい、田中委員。

○委員(田中一成君) 教育長の改正後の額を見ますと 640万ほど。私ども議員が 500万ちょっとですから、ほんのちょっぴり議員より高いという程度になるところで、こういうふうにならなくてよかったなと思いますけれども、町長の退職金にも影響すると思うんですけれども、もらえる退職金というのは幾らから幾らに減額になるかは調べてありませんか。

○委員長(吉田正輝君) 行政課長。

○行政課長(馬場輝彦君) 改めて、実際に支払われる退職金について御質問をいただきました。

町長の場合ですけれども、現行の額でいきますと 1,985万 400円です。30%減にしますと 1,389万 5,280円ということで、差額が 595万 5,120円ということになります。

(挙手する者あり)

○委員長(吉田正輝君) はい、田中委員。

○委員(田中一成君) ありがとうございます。じゃあ他の項目について若干お伺いいたします。

特別支援教育の講師の予算についてお伺いいたします。

15ページ、中学校の方もそうですけれども、特別支援教育については、本年度と来年度の2年間で支援員を全国の小・中学校すべてに配置をするという政府の方針がありまして、平成19年度に大部分配置をするという報道もされたところでもありますけれども、大口町ではこの予算でそれぞれどのような配置がされるのか、お伺いしておきたいと思っております。

学校用地の関連で質問しておきましたので、それも説明してください。

○委員長（吉田正輝君） 総務部長。

○政策調整室長兼総務部長（森 進君） それでは、先ほどお配りしました資料の中に、ちょっと大きい目の図面が2人で1部になっておりますが、2枚でワンセットになっております。その図面が2枚と、それからA4判で取り扱い等の経過についてということで、経過について記載したものが1枚ありますので、それをもって説明をさせていただきます。

まず、今回の統合中学校の整備において、区域内に所在する個人名義の水路敷について、6月補正で用地取得費として予算計上をさせていただき、本定例会の初日に提案説明をさせていただきましたが、この方針については建設特別委員会及び全協において経過等の説明が学校教育課よりされ、今回の提案となっているわけでありましたが、過日の議案に対する質疑の折に、この件に関連した質問があり、本日の総務文教常任委員会で説明を求める旨、議長さんとのもとで調整がされましたので、これから御報告をさせていただきます。

今回取得する用地に関連をしまして、さかのぼること第6工区の土地改良事業、さらには大屋敷学習等共同利用施設の建設、さらには郷浦排水路の整備と、この件だけではなく、同一土地所有者に係る幾つかの事業にかかわってまいります。ゆえに、庁舎内においても幾つかの課にかかわるわけであり、お手元に配付をさせていただきました平成13年8月以降の経過について御報告をし、買収による補正予算を計上する判断をいたしました経緯を報告させていただきます。

まず平成13年8月31日付でA氏、B氏から、郷浦排水路の改修工事が実施されることに伴い、丸一丁目 289番を含む29筆について、町に寄附をする旨の確約書が町長あてに提出をされました。この丸一丁目 289番、これが今回補正をお願いした物件でございます。

平成13年の9月6日付ですが、C氏から丸一丁目 289番を含む29筆について、大屋敷学習等共同利用施設の底地問題が解決されたとき、または敷地に対する代償があれば、その時点で町に寄附をする旨の文書が、同じく町長あてに提出をされております。

平成13年10月18日付、9月6日付でC氏から町長に提出されました文書の内容については、大屋敷区及び第6-1工区において責任を持って解決する旨の申出書が、時の大屋敷区長、第6-1工区委員長名で町長あてに提出をされております。御承知かと思いますが、6工区という形で事業がスタートしたわけですが、途中で工区が6-1及び6-2に分割になっております。

平成13年11月12日付、大屋敷学習等共同利用施設の敷地問題については、地元において責任を持って解決をする旨の申し出があり、この旨、理解をいただきたいとの文書をC氏あてに町長名で送付をいたしております。

それから飛びますが、本年に入りまして2月14日付、A氏から丸一丁目 289番水路敷の寄附採納願が町に提出をされました。

同じく4月30日付ですが、C氏から丸一丁目 289番水路敷の買収について同意を得る。

平成19年5月17日になるわけですが、C氏から丸一丁目 289番水路敷の買収単価について了承を得る。

そして5月29日、B氏から丸一丁目 289番水路敷の買収単価について了承を得る。

このような経過を踏まえまして、6月補正で提案を今回させていただいたものであります。

なお、今お話をしました中学校の用地になります丸一丁目 289のものにつきましては、この経過の中でも御説明をされましたように、3人の共有になっておりますが、そのうちの1名、Aさんからは寄附採納が outcome しまして、既に登記を完了しております。そして、郷浦の底地とは違うという判断を、一連のものとは違うという判断のもとに、先ほどの経過でも御説明を申し上げましたように、今回買収ということで補正を計上させていただいたというものですので、よろしくお願ひします。

それから、お手元に配付してございます図面ですが、6-2工区の旧図と現在の6-2工区の換地後の図面でありまして、その換地後の図面の水色の部分は、郷浦排水路のルートになっておりまして、ピンクの部分の大口町営グラウンド、一番下の部分のカーブになっておる部分、これが当該物件の丸一丁目 289の物件になるわけです。その従前地がその前の図面になります。旧図の6-2工区の下の方にあります大屋敷山王道となっております。この物件、ほぼ現在の位置に従前地がございまして、現在の位置に換地をされたということがこの図面からもうかがえるというふうに思っております。以上であります。

○委員長（吉田正輝君） ほかにありませんか。

（挙手する者あり）

○委員長（吉田正輝君） はい、田中委員。

○委員（田中一成君） これはうちの委員会ですね、この説明をするのは。環境建設にはやりませんか。

じゃあ御要望申し上げておきますが、総務文教常任委員会で郷浦の井路敷問題を四の五のといろいろと論議するのも場違いかと思ひますので、環境建設常任委員会でも同じ説明をしていただひいて、町長からは学共の底地の問題等についての御発言もありました。しかし、大屋敷の平穏なコミュニティーをきちんと取り戻し、確立していくためには、これらの一連の問題の解決が必要だといふふうに思ひますし、町当局からの御尽力もいただひきたいといふふうに考えているところであります。そういう意味では、そのことについての意見のやりとりをぜひ一定程度やっておいた方がいひと思ひますので、環境建設常任委員会でも同じ説明をしていただひいて、郷浦幹線の井路敷問題についての今後の解決のあり方や町の対応の仕方についての質疑応答の場を持ていただひきたいといふふうに御要望申し上げておきます。

○委員長（吉田正輝君） 総務部長。

○政策調整室長兼総務部長（森 進君） 今もお話をしましたが、今回のこの買収していくといふこ

とで進めております物件については、大屋敷の学共の底地、さらには郷浦排水路の底地の物件とは全く関係がないということで、私ども調査結果に基づきまして今回補正予算を計上させていただいておりますので、今田中委員さんからお話がありました郷浦の今後の整備云々ということになりますと、私どもは全く別件だというふうに理解をしておりますので。

(挙手する者あり)

○委員長(吉田正輝君) はい、田中委員。

○委員(田中一成君) 別件でも、地元では同一の関連する問題としてすべて解決していくために、この問題だけが先行してこういう解決のされ方をすることによって、全体の問題の解決についての支障になってはいけないというような思いがどうもあるようであります。けさ方、副町長からもいろいろと御説明いただきましたけれども、そういう状況がありますので、あとは地元の問題ですよということではうり投げてしまうのではなくて、町の方が一定関与しながら解決していく必要性が私はあるというふうに思いますので、ぜひその辺についての意見交換の場を環境建設常任委員会でも持っていたいただけたらと思ったんですが、いかがでしょうか。

○委員長(吉田正輝君) 副町長。

○副町長(社本一裕君) 田中委員さんから、今大変御心配いただいて、郷浦幹線の経路のもの、あるいは実際には共有名義のものが大屋敷学共の底地になっておる形のものについても、お地元としてもこの問題についての解消に向けて努力がされてみえるということで、町としてもこういったことについて調整、あるいはともに尽力ができないだろうかというようなお話でございまして、けさほどもちょっとお話を申し上げましたように、お地元では当時、これは東海豪雨の関係で、今問題の郷浦幹線が破損いたしまして、そんな関係でどうしてもこれについて取り組まなくちゃいけないということもございまして、当時は井路敷委員会といたしまして、要は共有名義というのが井路敷のものでございまして、そういったものを立ち上げられて、地元議員、あるいは地元の当時の関係の役員さんを中心に御努力がされてきております。これが実は平成13年ごろから活発化しておりましたが、今田中委員さんがおっしゃったように、なかなか進展を見ない中で関係者の方も御努力をいただいておりますので、きょうもお話を申し上げましたのは、この大屋敷地区の個別の問題につきましては、町としてもお地元の方で鋭意お取り組みになる中で御意見、あるいは解決に向けての支援はしていきたいというお話は差し上げておりますので、御趣旨にありました関係について、所管の環境建設常任委員会でも、今総務文教常任委員会でお話を申し上げたということも含めてお話をしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長(吉田正輝君) 学校教育課長。

○学校教育課長(江口利光君) 特別教育の支援員の関係で御質問をいただきましたが、15ページのところに学習チューターというのがございますが、チューターといいますのは、講師だとか家庭教師、

こういった意味があるわけですが、この事業では教員志望の学生を学生チューターとして活用いたしまして、授業中における個別指導、あるいは支援を行いまして、子供たちに基礎学力の定着を図ると。さらには、学生自身の将来教員としての資質向上につなげるというものでございますが、この中で特別支援教育講師ということで計上させていただいておりますが、人数といたしましては5人を予定いたしております。西小学校が4名、北小学校が1名という内容になっております。

○委員長（吉田正輝君） ほかにありませんか。

（挙手する者あり）

○委員長（吉田正輝君） 酒井委員。

○委員（酒井久和君） 議案第47号 平成19年度大口町一般会計補正予算（第1号）（所管分）について、会議規則第68条の規定に基づき修正の動議をいたします。

これは、先ほど40号、41号に関連したものでございます。よろしく願いいたします。

○委員長（吉田正輝君） ただいま酒井委員より修正の動議が提出されました。動議として取り上げることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（吉田正輝君） 御異議なしと認めます。

ここで暫時休憩をいたします。

（午前11時45分）

---

○委員長（吉田正輝君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

（午前11時50分）

---

○委員長（吉田正輝君） 学校教育課長。

○学校教育課長（江口利光君） 先ほど特別支援教育講師の人数を、西小学校4名、北小学校1名というふうに申し上げましたが、西小学校4名、南小学校1名ですので、訂正をさせていただきます。

○委員長（吉田正輝君） 酒井委員、提案説明をお願いします。

○委員（酒井久和君） 資料が配付されましたので、資料に沿って説明をいたします。

先ほど申し上げましたとおり、議案第47号 平成平成19年度大口町一般会計補正予算（第1号）に対する修正案。

上記の修正案を、別紙のとおり大口町議会会議規則第68条の規定により提出したものでございます。はねていただきますと、赤い字で訂正がしてあります。これは、47号議案の第1表 歳入歳出予算補正の2ページに記載してあります総務費、教育費、予備費の修正額が載っております。

議案第47号 平成平成19年度大口町一般会計補正予算（第1号）の一部を次のように修正する。

第1表 歳入歳出予算補正の一部を次のように改めるということで、上程をさせていただきました。  
先ほど申し上げましたように、歳出款2.総務費10億 2,481万 3,000円に14万を補正する。赤字でございませぬけれども、赤字だからマイナスという意味ではございませぬので、申し添えておきます。10億 2,495万 3,000円。内訳は、1.総務管理費7億 4,365万 1,000円、14万円、7億 4,379万 1,000円。

款10. 教育費45億 6,790万 2,000円、1,449万 7,000円、45億 8,239万 9,000円。1.教育総務費2億 9,063万 1,000円、ゼロ、2億 9,063万 1,000円。

款14. 予備費 1,000万円、104万 1,000円、1,104万 1,000円。1.予備費 1,000万円、104万 1,000円、1,104万 1,000円というように修正され、歳出合計については変わりはございませぬ。

はねていただきますと、事項別明細書が載っておりますが、この件につきましても同じように、先ほど40号、41号で審査されましたように、副町長及び教育長の報酬に対する修正分が載っておりますのでございませぬ。お目通しをしていただきたいというふうに思うわけでございませぬ。

なお、一番最後の9ページ、10ページでございませぬが、これは議案書20ページ、21ページということであわせていただきますと、議案書とこちらの今出させていただきます書類が合致いたしますので、お目通し願いたいと思うわけでございませぬ。以上です。

○委員長（吉田正輝君） 修正案の説明が終わりました。

この修正案に対して質疑はありますか。

（発言する者なし）

○委員長（吉田正輝君） 質疑なしと認めます。

議案第47号 平成19年度大口町一般会計補正予算（第1号）（所管分）の採決に入ります。

修正案が提出されましたので、先に修正案について採決を行います。

酒井委員から提出された修正案に賛成の方は挙手を願います。

（賛成者挙手）

○委員長（吉田正輝君） 全員賛成ですので、修正案は可決すべきものと決定いたしました。

次に、ただいま修正議決された部分を除く議案第47号 平成19年度大口町一般会計補正予算（第1号）（所管分）の原案について採決を行います。

修正部分を除く議案第47号（所管分）を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

（賛成者挙手）

○委員長（吉田正輝君） 全員賛成ですので、修正部分を除く議案第47号（所管分）は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で総務文教常任委員会に付託を受けました7議案の審査はすべて終了といたします。これをもって総務文教常任委員会を閉会します。

なお、この後、陳情等ありますので、ちょうど昼になりますので1時半まで休憩といたしまして、

1時半から協議会を開会したいと思いますので、よろしく願いいたします。

(午前11時57分 閉会)

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

総務文教常任委員会

委員長

吉田正輝